

大津市農業振興地域整備計画改定支援業務 仕様書

1 業務名

大津市農業振興地域整備計画改定支援業務

2 目的

本業務は、農業を取り巻く社会経済情勢の変化、農業構造の変化及び法制度の改正、「滋賀県農業振興地域整備基本方針」の改定（令和 8 年 2 月）等を踏まえ、現行の農業振興地域整備計画を見直し、農用地の確保及び適正な土地利用の推進並びに農業の持続的な発展に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務対象区域

大津市農業振興地域全域

5 適用法令等

本業務は、次に掲げる法令等に基づき実施するものとする。

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 農地法
- ・ 農用地等の確保等に関する基本指針
- ・ 農業振興地域制度に関するガイドライン
- ・ 滋賀県農業振興地域整備基本方針
- ・ 農業振興地域の整備に関する管理事務取扱の手引き（滋賀県）
- ・ 農業振興地域制度事務必携（令和 8 年 2 月版）
- ・ その他関係法令及び通知等

6 業務内容

(1) 計画準備

①業務実施計画書の作成

受注者は、本業務の着手にあたり、以下の内容を記載した業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

- ・ 業務実施方針
- ・ 作業工程表

- ・業務実施体制
- ・打合せ計画

②既存資料の整理・把握

以下の資料の整理ならびに把握を行うこと。

- ・農業振興地域整備計画
- ・農業振興地域整備計画基礎調査資料
- ・農地台帳
- ・固定資産課税台帳
- ・地番図、公図等
- ・農用地区域図（既存 GIS データ含む）
- ・農業統計資料
- ・土地利用現況資料
- ・農業基盤整備状況資料
- ・関連計画（総合計画、国土利用計画、都市計画等）
- ・上記以外の資料

③計画改定に必要な基礎資料の収集・整理

計画改定に当たり、既存資料以外の基礎資料が必要な場合は、収集・整理すること。

(2) 農業振興地域整備計画書の作成

①農用地区域の見直し検討

過年度に整理された農用地と地番情報の突合結果も踏まえながら、農用地区域について、以下の検討を行うこと。

- ・編入及び除外候補地の抽出（地番単位）
- ・法令基準に基づく適否判定
- ・農地転用動向との整合確認
- ・検討結果の整理及び資料作成

②将来構想の検討

受注者は、計画準備及び農用地区域の見直し検討を踏まえ、以下の事項について具体的かつ実現性のある将来構想を検討すること。

- ・農業上の土地利用の基本方針（ゾーニングを含む）
- ・農用地の維持、集積及び利用区分の方向性（優良農地、条件不利地等）
- ・担い手への農地集積及び配置の方向性
- ・農地利用の高度化及び多様化（高収益作物、営農型太陽光発電等）

- ・農業生産基盤の整備及び保全の方向性
- ・遊休農地対策及び非農地化の方針

また、以下の成果を作成すること。

- ・将来土地利用構想図
- ・ゾーニング図
- ・担い手配置の考え方整理資料

なお、本構想は農用地区域見直し及び農振除外判断に活用可能な内容とすること。

③計画書の作成

受注者は、関係法令、国・滋賀県の指針やガイドライン等に基づき、農用地の見直し検討、将来構想の検討を踏まえ、農業振興地域整備計画（本編）の作成を行うこと。

④附図の作成

受注者は、計画書に付属する図面として以下のとおり作成すること。

i 図面種類

- ・農業振興地域図
- ・農用地区域図
- ・土地利用現況図
- ・将来土地利用構想図
- ・変更箇所図

ii 作成要件

- ・地番単位での位置特定が可能であること
- ・最新の地形図及び地番図を基に作成すること
- ・縮尺は原則として 1/2,500 又は 1/10,000 とすること
- ・色分け、凡例等により区域区分を明確にすること
- ・計画書本文との整合を図ること

III GIS 要件

- ・ポリゴンデータであること
- ・地番が紐付けられていること
- ・属性情報付与（区域区分、変更区分等）されていること
- ・汎用データであること（Shape ファイル）

iv 精度管理

- ・農地台帳、課税台帳及び地番図との整合を図ること
- ・不一致の整理を行うこと

(3) 協議及び手続支援

受注者は、以下のとおり協議及び手続支援を行うこと。

- ・ 庁内調整ならびに関係機関意見照会資料作成
- ・ 滋賀県協議資料作成
- ・ 公告、縦覧資料作成
- ・ 意見対応整理

(4) 業務管理

①打合せ

初回、中間、最終のほか必要に応じて実施し、議事要旨を提出すること。初回、中間、最終を除く打合せについては、オンラインによる打合せも可とする。

②成果物

本業務の成果物は、以下のとおり提出するものとする。ただし、市が納入方法を別途指示する場合は、この限りでない。なお、電子データは印刷を前提としたレイアウト及び解像度で作成すること。

提出物	提出形式	提出期限
業務実施計画書	【紙ベース】 A4判（1部） 【電子データ】 PDF及びWord形式	契約締結後7営業日以内
農業振興地域整備計画書	【紙ベース】 A4判（2部） 【電子データ】 PDF及びWord形式	令和9年3月31日
農業振興地域整備計画書 附図	【紙ベース】 A1判（1部）、A3判（5部） ・縮尺はA1判において1/2,500又は1/10,000を基本とする。 ・原図はA1判（又はA0判）で作成すること。 ・原図を基にA3判に縮小した図面を作成すること。 ・A1判図面は、農用地区域の筆単位での確認が可能な精度を確保すること。 ・A3判図面は、縦覧及び説明用途に	令和9年3月31日

	<p>適した視認性を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A1 判図面と A3 判図面は内容の整合を確保すること。 <p>【電子データ】 PDF 及び Word 形式</p>	
GIS データ	<p>【基本要件】 形式：Shape ファイル 座標系：発注者指定 データ構造：ポリゴン</p> <p>【必須レイヤ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域 ・ 農業振興地域 ・ 土地利用現況 ・ 将来構想ゾーニング ・ 変更箇所（編入・除外） <p>【属性項目（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地番 ・ 地目 ・ 面積 ・ 区域区分（農用地／白地等） ・ 変更区分（新規／除外／変更なし） ・ 判定理由 ・ 備考 <p>【補助データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地番対応表 ・ 属性説明書（データ定義書） <p>※補助データに関しては PDF 及び Word 形式又は Excel 形式</p>	令和 9 年 3 月 31 日
農用地区域の見直し検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補地リスト（地番単位） ・ 判定結果一覧 ・ 除外・編入理由整理表 	令和 9 年 3 月 31 日
将来構想の検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来土地利用構想図（ゾーニング図） ・ ゾーニングの定義及び運用方針を整理した資料 ・ 担い手配置及び農地利用の方向性 	令和 9 年 3 月 31 日

	を整理した資料 ・将来構想の説明資料（庁内及び住民説明用）	
協議・手続き関係資料	電子データによる提出を基本とするが、以下の資料については、発注者の指示により紙媒体での提出を行うものとする。 ・都道府県協議資料 ・公告及び縦覧用図書 ・関係機関説明資料 紙媒体の部数及び仕様については、発注者と協議の上決定すること。 【電子データ】 PDF 及び Word 又は PowerPoint 形式	令和 9 年 3 月 31 日
打合せ関係資料	【体裁】 A4 版、議事要旨一式 【電子データ】 PDF 及び Word 形式	令和 9 年 3 月 31 日
その他事業に関連する資料	内容に応じて、市と協議の上、決定	令和 9 年 3 月 31 日

③成果物の取扱い

- ・受注者は、成果物について、納入期日までに市へ内容の説明を行い、検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正等を行い、変更点について市に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入すること。

④成果物の納入場所

〒520-8575

滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

大津市産業観光部農林水産課 農業係

電話：077-528-2757（直通） メール：otsu1605@city.otsu.lg.jp

7 個人情報保護

本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対し、コミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

8 著作物等

(1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の仕様に必要な使用許諾契約に係る一切の手続を受注者において行うこと。この場合、受注者は、当該契約の内容について事前に市の承認を得ることとし、市は、著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら市の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、市は、紛争等の事実を知った場合、速やかに受注者へ通知する。

9 技術者の配置について

(1) 管理技術者及び照査技術者

受注者は、本業務の実施に当たり、業務全体を統括する管理技術者及び業務成果の照査を行う照査技術者を配置すること。管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。なお、管理技術者及び照査技術者は、5年以上の同種業務の実務経験及び以下のいずれかの資格を有する者とする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）、農業部門又は総合技術監理部門（選択科目を都市及び地方計画又は農業部門に係るものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

イ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（登録部門を「農業土木部門」とするものに限る。）を受けている者

(2) 担当技術者

受注者は、本業務を適切に実施するため、管理技術者及び照査技術者とは別の者を配置すること。担当技術者は、農業振興地域整備計画又は農地関連業務に関する実務経験を有する者とする。

9 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、本市と十分に協議・調整を行いながら進めるとともに、業

務の進捗状況について適宜報告を行うこと。

(2) 受注者は、品質マネジメントシステムのISO9001認証を取得していること。また、プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）のJISQ27001認証を取得していること。過去5年以内に農業振興地域整備計画策定支援業務又はこれに類する業務の実績を有すること。

(3) 本業務の実施に当たり、トラブル等が発生した場合は、速やかに本市へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。

(4) 本業務の実施に必要な経費は、本仕様書に基づく委託料の範囲内で受注者が負担するものとし、本市が別途認めた場合を除き追加費用を請求することはできない。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において適切に対応するものとする。

(6) 本業務の実施により知り得た情報については、適切に管理するとともに、第三者へ漏洩してはならない。

(7) 本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本市の承認を得た場合はこの限りではない。

(8) 本業務の実施にあたり本市から提供された資料等については適切に管理し、本業務終了後は本市の指示に従い返却又は廃棄すること。

(9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者が協議の上、定めるものとする。